

## 第3回検証委員会検討課題について

検証項目	現行の対応	主な課題	改善策（案）	意見等
1 避難所開設のあり方	<p>市民の安全性を考慮し、浸水想定区域外の避難所を開設。また、状況に応じて順次増設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初 36 か所</li> <li>・最大 60 か所</li> <li>・福祉避難所 3 か所</li> </ul> <p>ゆったり館 10.12～12.17 ときわ苑 10.27～2.26 しんせつ館湯本 10.15～11.15</p>	<p>①一部の避難所に避難者が集中し、受入れが困難となった。</p> <p>②近隣に避難所がない地区は、浸水想定区域内の避難所の開設について検討する必要があるが、体育館の浸水や自動車の水没等の課題がある。</p> <p>③福祉避難所について非公表としたことから、避難所への避難をためらうケースが見受けられた。</p>		
2 避難のあり方	<p>10月11日に、早め早めの避難を促すため、市HP及び市防災メールにより、台風接近に伴う避難所開設（12日10時開設予定）及び注意喚起について周知。</p>	<p>①自宅で救助された市民が多数存在した。</p> <p>②避難所まで距離があり、徒歩での移動が困難な状況が見受けられた。</p> <p>③自動車による避難が多く、避難所における駐車場の不足が生じた。</p>		
3 避難行動要支援者へ避難支援のあり方	<p>避難行動要支援者名簿を関係者に対し提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織又は行政区</li> <li>・市消防団</li> <li>・民生・児童委員</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・警察機関</li> </ul> <p>福祉避難所の開設</p>	<p>①名簿登録情報の提供に係る同意率（R2年2月末現在：44.6%）が低く、地域関係者への情報提供が進まない。</p> <p>②一方、同意取得済であっても避難支援者が確保できていない方もいる。 （支援者あり／同意取得済 38.0%）</p> <p>③避難情報が、本人や家族に適切に伝達等されていないことが想定される。</p>		
4 避難所環境整備のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育館、体育施設、公民館等の施設を活用</li> </ul>	<p>①トイレの改善（和式が多い、男女兼用で不便、外トイレのため雨にぬれる など）</p> <p>②冷暖房設備がない</p> <p>③スロープや階段手すりがない</p>		
5 避難所運営のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体の応援職員も含め多くの職員が避難所業務に従事</li> <li>・食事や入浴機会の提供、暖房や感染症対策等、開設期間の経過に応じて対応</li> </ul>	<p>①避難所業務経験のない職員も多く、避難者対応に苦慮する場面もあった。</p> <p>②刻々と変化する避難者のニーズに対応できない場面もあった。</p> <p>③断水対応等により、避難所の統合、移動等を行ったため、各避難所の地域性が薄れる等、避難者が避難所運営に関わるのが困難であった。</p>		

指定避難所における設備状況等の調査票

資料 2

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
1	平	平第一小学校	いわき市平字揚土5	430		○	30台	80台
2	平	平第二小学校	いわき市平字梅香町7-1	321	○		45台	280台
3	平	平第三小学校	いわき市平字作町三丁目4-2	434	○		40台	200台
4	平	平第四小学校	いわき市平下平窪字諸荷65	224	○		35台	160台
5	平	平第五小学校	いわき市平下荒川字川前58	284	○	○	20台	200台
6	平	平第六小学校	いわき市平中神谷字石脇22	266	○		30台	200台
7	平	草野小学校	いわき市平下神谷字宿25	368	○		50台	200台
8	平	赤井小学校	いわき市平赤井字田町49	331	○	○	30台	120台
9	平	郷ヶ丘小学校	いわき市郷ヶ丘三丁目50-18	334		○	100台	200台
10	平	高久小学校	いわき市平下高久字原極64	359	○	○	20台	120台
11	平	夏井小学校	いわき市平上大越字塚越1	274	○		25台	70台
12	平	中央台北小学校	いわき市中央台飯野三丁目2-1	368	○	○	60台	300台
13	平	中央台南小学校	いわき市中央台鹿島二丁目1-1	368	○	○	120台	0台
14	平	中央台東小学校	いわき市中央台高久二丁目24	368	○	○	30台	50台
15	平	平第一中学校	いわき市平字揚土1	502	○	○	0台	150台
16	平	平第二中学校	いわき市平鎌田字味噌能2	337	○	○	30台	150台
17	平	平第三中学校	いわき市平谷川瀬字吉野作56	434	○	○	0台	100台
18	平	草野中学校	いわき市平下神谷字宿25	318	○		25台	100台
19	平	藤間中学校	いわき市平藤間字千ヶ久保76	410	○	○	30台	350台
20	平	豊間中学校	いわき市平薄磯字南作62	410	○	○	30台	80台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
21	平	赤井中学校	いわき市平赤井字大門13	410		○	11台	50台
22	平	中央台北中学校	いわき市中央台飯野五丁目2-1	325	○	○	30台	150台
23	平	中央台南中学校	いわき市中央台鹿島二丁目42-1	455	○	○	80台	0台
24	平	県立磐城高等学校	平字高月7	672		○	100台	400台
25	平	県立磐城桜が丘高等学校	平字桜町5	1004		○	50台	0台
26	平	県立平工業高等学校：第二体育館、合宿所	平下荒川字中剝1-3	758		○	50台	0台
27	平	県立平商業高等学校	平中塩字一水口37-1	471		○	50台	300台
28	平	県立いわき光洋高等学校	中央台高久四丁目1	1180		○	50台	200台
29	平	国立福島工業高等専門学校	平上荒川字長尾30	840		○	70台	0台
30	平	総合体育館	下荒川字南作100	4182		○	875台	0台
31	平	平体育館	平字正内町6-1	627	○		30台	300台
32	平	夏井公民館	平荒田目字高原16	146			20台	0台
33	平	飯野公民館	平下荒川字中剝47-1	202		○	30台	5台
34	平	高久公民館	平下高久字水門100	162		○	30台	0台
35	平	中央台公民館	中央台飯野四丁目5-1	710	○	○	100台	0台
36	平	いわき市北部憩いの家	平上片寄字大平23	186		○	15台	0台
37	平	健登師記念会館（神谷作公民館）	平神谷作字古屋敷50-1	44		○	15台	0台
38	平	馬場集会所	いわき市平下高久字馬場122-1	44		○	10台	0台
39	小名浜	小名浜第一小学校	いわき市小名浜岡小名字台ノ上1-1	401	○	○	50台	150台
40	小名浜	小名浜第三小学校	いわき市小名浜住吉字浜宿1	325			30台	150台
41	小名浜	小名浜東小学校	いわき市小名浜諏訪町37-1	346		○	15台	200台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
42	小名浜	小名浜西小学校	いわき市小名浜大原字小滝山3	276	○	○	58台	200台
43	小名浜	鹿島小学校	いわき市鹿島町走熊字中島1	334	○	○	0台	100台
44	小名浜	江名小学校	いわき市江名字天ヶ作130	358	○	○	45台	200台
45	小名浜	泉小学校	いわき市泉町字小山48-2	378	○	○	80台	265台
46	小名浜	泉北小学校	いわき市泉町玉露字定田69	368		○	95台	0台
47	小名浜	渡辺小学校	いわき市渡辺町田部字岸18	224		○	30台	70台
48	小名浜	小名浜第一中学校	いわき市小名浜岡小名字山田作15	427		○	30台	200台
49	小名浜	小名浜第二中学校	いわき市小名浜岡小名字池袋11	325	○	○	30台	200台
50	小名浜	玉川中学校	いわき市小名浜玉川町西24	334	○	○	100台	300台
51	小名浜	江名中学校	いわき市永崎字館1	339	○	○	40台	150台
52	小名浜	江名公民館	いわき市江名字藪倉165-1	295	○	○	30台	0台
53	小名浜	泉中学校	いわき市泉町玉露字吉野作19	326	○	○	5台	200台
54	小名浜	県立小名浜高等学校	いわき市小名浜下神白字武城23	604		○	約30台	約200台
55	小名浜	小名浜公民館	いわき市小名浜愛宕上7-2	1324		○	50台	0台
56	小名浜	泉公民館	いわき市泉町四丁目13-11	536	○	○	90台	0台
57	小名浜	渡辺公民館	いわき市渡辺町田部字深町39-1	176	○	○	20台	0台
58	小名浜	鹿島公民館	いわき市鹿島町走熊字鬼越83-1	203			30台	30台
59	小名浜	大原集会所	いわき市小名浜大原字小屋61-5	66		○	0台	0台
60	小名浜	天竺集会所	いわき市小名浜大原字中野地45-1	53		○	1台	0台
61	小名浜	上釜戸集会所	いわき市渡辺町上釜戸字堤ノ内58-1	38		○	約5台	0台
62	小名浜	小名浜武道館	いわき市小名浜字蛭川新川間62	581	○	○	40台	0台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
63	小名浜	小名浜児童センター	いわき市小名浜寺廻町10-3	150		○	4台	約10台
64	小名浜	早稲田集会所	いわき市泉町黒須野字早稲田235-56	41		○	0台	約15台
65	小名浜	洋向台集会所	いわき市洋向台三丁目24-28	67		○	3台	約20台
66	小名浜	中野地集会所	いわき市小名浜大原字北君ヶ塚170	56		○	5台	0台
67	勿来	勿来第一小学校	いわき市勿来町窪田伊賀屋敷1	378		○	20台	180台
68	勿来	勿来第二小学校	いわき市勿来町関田和久70	224		○	10台	50台
69	勿来	勿来第三小学校	いわき市勿来町酒井北ノ内1	223			40台	150台
70	勿来	植田小学校	いわき市東田町向山3	331	○	○	40台	230台
71	勿来	錦小学校	いわき市錦町鳥居東1	331	○		70台	200台
72	勿来	川部小学校	いわき市川部町川原65-1	224	○	○	10台	60台
73	勿来	汐見が丘小学校	いわき市小浜町西ノ作68	274	○	○	25台	100台
74	勿来	勿来第二中学校	いわき市勿来町関田北作6	274	○	○	25台	130台
75	勿来	植田中学校	いわき市植田町根小屋25-4	371	○		50台	250台
76	勿来	植田東中学校	いわき市石塚町国分175-2	332	○	○	20台	200台
77	勿来	錦中学校	いわき市錦町飯盛町1	410	○		10台	100台
78	勿来	川部中学校	いわき市川部町坂下26	267	○	○	15台	200台
79	勿来	県立磐城農業高等学校	いわき市植田町小名田60	419		○	150台	150台
80	勿来	県立勿来工業高等学校	いわき市植田町堂ノ作10	570		○	150台	400台
81	勿来	県立勿来高等学校	いわき市勿来町窪田町通二丁目1	296			10台	10台
82	勿来	勿来体育館・錦公民館	いわき市錦町中迎一丁目12-1	722			120台	20台
83	勿来	南部アリーナ	いわき市錦町細谷102-58	1384		○	506台	10台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
84	勿来	山田保育所	いわき市山田町堀ノ内104-3	177		○	10台	20台
85	勿来	金山公民館	いわき市金山町朝日台1-1	430		○	100台	10台
86	勿来	勿来公民館	いわき市勿来町窪田小島11-1	262		○	14台	0台
87	勿来	川部公民館	いわき市川部町川原80	170		○	25台	0台
88	勿来	山田公民館	いわき市山田町林崎前30	320	○		40台	0台
89	勿来	江畑町集会所	いわき市江畑町平前60	53		○	10台	0台
90	勿来	江栗公民館	いわき市錦町鬼越下69-2	74		○	25台	0台
91	勿来	大高公民館	いわき市勿来町大高高松90	69		○	25台	5台
92	勿来	白米集会所	いわき市勿来町白米林ノ中62-1	38		○	1台	1台
93	勿来	瀬戸町公民館	いわき市瀬戸町東瀬戸111-1	55			10台	70台
94	勿来	下小川公民館	いわき市川部町北ノ内88	107			0台	0台
95	勿来	井上集会所	いわき市山田町井上73	27		○	10台	0台
96	勿来	大谷集落農事集会所	いわき市山田町大谷154-1	35		○	30台	0台
97	勿来	白米団地会館	いわき市勿来町白米林ノ中30-377	53		○	15台	15台
98	常磐	湯本第一小学校	いわき市常磐湯本町栄田11	326	○	○	60台	200台
99	常磐	湯本第二小学校	いわき市常磐湯本町日渡17	331	○	○	58台	100台
100	常磐	湯本第三小学校	いわき市常磐水野谷町竜ヶ沢230	307		○	35台	200台
101	常磐	長倉小学校	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台75	420		○	30台	200台
102	常磐	藤原小学校	いわき市常磐藤原町斑堂115-2	318	○	○	50台	100台
103	常磐	磐崎小学校	いわき市常磐下湯長谷町勝善21	224			10台	小校庭 30台 大校庭 200台
104	常磐	湯本第一中学校	いわき市常磐湯本町吹谷11	349	○	○	27台	100台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
105	常磐	湯本第三中学校	いわき市常磐湯本町高倉150	410		○	84台	100台
106	常磐	磐崎中学校	いわき市常磐下湯長谷町家中跡25	450	○	○	50台	200台
107	常磐	県立湯本高等学校	いわき市常磐上湯長谷町五反田55	504		○	0台	50台
108	常磐	鹿島集会所	いわき市常磐上矢田町太良作48-1	71			2台	0台
109	常磐	関船体育館	いわき市常磐関船町作田3	740	○	○	40台	0台
110	常磐	磐崎公民館	いわき市常磐西郷町大夫32-1	170			10台	0台
111	常磐	釜ノ前団地集会所	いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前161-183	58		○	0台	0台
112	常磐	草木台集会所	いわき市草木台二丁目10-1	158		○	0台	0台
113	常磐	若葉台集会所	いわき市若葉台一丁目24-8	52		○	0台	30台（北公園） ※通常は駐車場としては使用できないように車止め。訓練等では車両を公園敷地に入れている。
114	内郷	高坂小学校	いわき市内郷高坂町台6	243	○	○	0台	150台
115	内郷	御厩小学校	いわき市内郷御厩町二丁目121	343	○		24台	150台
116	内郷	内町小学校	いわき市内郷内町水之出52	265	○	○	0台	70台
117	内郷	白水小学校	いわき市内郷白水町川平76	224	○	○	10台	0台
118	内郷	内郷第一中学校	いわき市内郷高坂町立野129	434	○	○	45台	400台
119	内郷	内郷第二中学校	いわき市内郷宮町金坂179	455	○	○	120台	50台
120	内郷	高野小学校・内郷第三中学校	いわき市内郷高野町中倉82	224	○	○	20台	60台
121	内郷	内郷コミュニティセンター	いわき市内郷綴町大木下28-1	1620			78台	0台
122	内郷	高坂保育所	いわき市内郷高坂町一丁目75-2	274		○	7台	40台
123	内郷	御厩保育所	いわき市内郷御厩町下宿99	164		○	0台	20台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
124	内郷	小島公民館	いわき市小島町二丁目10-7	78			20台	0台
125	内郷	宮小学校	内郷宮町滝12-4	259		○	20台	50台
126	四倉	四倉小学校	いわき市四倉町字西四丁目3-3	331	○	○	50台	150台
127	四倉	大浦小学校	いわき市四倉町狐塚字松橋20	331	○		18台	138台
128	四倉	大野第一小学校	いわき市四倉町玉山字林崎5	222	○	○	40台	100台
129	四倉	大野第二小学校	いわき市四倉町駒込字広畑11	274		○	8台	100台
130	四倉	大野中学校	いわき市四倉町玉山字御城204	344	○	○	15台	50台
131	四倉	県立四倉高等学校	いわき市四倉町字五丁目4	533		○	50台	400台
132	四倉	大浦公民館	いわき市四倉町狐塚字小橋89	183			22台	0台
133	遠野	上遠野小学校	いわき市遠野町上遠野字本町68	264		○	21台	120台
134	遠野	入遠野小学校	いわき市遠野町入遠野字前田142	223		○	15台	60台
135	遠野	入遠野中学校	いわき市遠野町上根本字荒神平20	331	○	○	10台	100台
136	遠野	県立遠野高等学校	いわき市遠野町上遠野字赤坂10-1	392		○	30台	100台
137	遠野	入遠野公民館	いわき市遠野町入遠野字前田38-1	141		○	9台	0台
138	遠野	入定構造改善センター	いわき市遠野町入遠野字久保目143	79		○	30台	0台
139	遠野	大平公民館	いわき市遠野町大平字物見岡22	78		○	5台	0台
140	遠野	下滝集会所	いわき市遠野町滝字おもて9-1	54		○	5台	0台
141	小川	小川小学校	いわき市小川町上平字田之尻4	264	○	○	10台	80台
142	小川	小玉小学校	いわき市小川町西小川字小玉27	264	○		10台	120台
143	小川	小川中学校	いわき市小川町上平字竹ノ内63	410	○		40台	150台
144	小川	小川公民館	いわき市小川町上小川字下広門44-2	247			60台	100台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
145	小川	本郷公民館	いわき市小川町上小川字表7	55			20台	0台
146	小川	福岡多目的集会所	いわき市小川町福岡字山根47	44		○	5台	2台
147	小川	高崎多目的集会所	いわき市小川町上小川字高崎27-2	26		○	5台	0台
148	小川	山ノ入公民館	いわき市小川町高萩字山ノ入294-2	68		○	1台	20台
149	小川	上ノ原公民館	いわき市小川町西小川字上ノ原29	47		○	15台	0台
150	小川	桐ヶ岡多目的集会所	いわき市小川町柴原字桐ヶ岡38-2	45		○	20台	0台
151	小川	片石田構造生活改善センター	いわき市小川町上小川字片石田169	43			25台	0台
152	小川	塩田集落農事集会所	いわき市小川町塩田字平前20-2	58		○	15台	0台
153	小川	関場公民館	いわき市小川町関場字前田19-1	42			8台	0台
154	小川	柴原公民館	いわき市小川町柴原字館下90-3	31		○	10台	0台
155	小川	下小川集会所	いわき市小川町下小川字中柴128	43		○	10台	30台
156	小川	江田・牛小川集会所	いわき市小川町上小川字山神前23-3	39		○	7台	30台
157	小川	戸渡集会所	いわき市小川町上小川字上戸渡40-1	16		○	10台	10台
158	小川	高萩公民館	いわき市小川町高萩字上代18-1	65			30台	30台
159	好間	好間第一小学校	いわき市好間町上好間字馬場前28	368	○	○	20台	100台
160	好間	好間第二小学校	いわき市好間町今新田字手倉2	274			30台	100台
161	好間	好間第三小学校	いわき市好間町北好間字権現堂60	224	○	○	20台	0台
162	好間	好間第四小学校	いわき市好間町大和利字戸作田60	318	○	○	0台	30台
163	好間	好間中学校	いわき市好間町小谷作字竹ノ内1	455	○	○	30台	100台
164	好間	好間公民館	いわき市好間町中好間字中川原29-1	379			32台	0台
165	好間	さくら保育園	いわき市好間町下好間字沼田112	266			36台	90台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
166	好間	久保多目的集会所	いわき市好間町北好間字屋敷前79-12	34		○	6台	0台
167	好間	源平野地集会所	いわき市好間町北好間字上ノ原164	20		○	2台	0台
168	好間	小谷作集会所	いわき市好間町小谷作字作畑181	76		○	10台	0台
169	好間	内ノ草集会所	いわき市好間町上好間字内ノ草74-1	28		○	6台	0台
170	好間	中好間集会所	いわき市好間町中好間字八反田27-2	80			7台	0台
171	好間	大利集会所	いわき市好間町大利字道内147-4	32		○	5台	0台
172	好間	大畑集会所	いわき市好間町上好間字大畑98-3	39		○	3台	0台
173	三和	三和中学校	いわき市三和町中寺字樋ノ口4-2	264		○	20台	50台
174	三和	三和ふれあい館屋内ゲートボール場	いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1	317		○	28台	0台
175	三和	上三坂体育館	いわき市三和町上三坂字山神前111-1	190	○	○	20台	0台
176	三和	下三坂体育館	いわき市三和町下三坂字立町30	190	○	○	40台	0台
177	三和	三阪保育所	いわき市三和町中三坂字四座48	189		○	5台	20台
178	三和	軽井沢多目的集会所	いわき市三和町下永井字軽井沢86-2	21		○	2台	0台
179	三和	下永井公民館	いわき市三和町下永井字横山166-1	72	○	○	50台	0台
180	三和	新田多目的集会所	いわき市三和町下市萱字新田173	26		○	5台	0台
181	三和	渡戸高野多目的集会所	いわき市三和町渡戸字高野98-1	32		○	10台	0台
182	田人	田人小学校	いわき市田人町黒田字中野12	245		○	35台	80台
183	田人	田人中学校	いわき市田人町黒田字中野18番地の1	274		○		
184	田人	田人ふれあい館屋内運動場	いわき市田人町旅人字下平石191	317		○	130台	0台
185	田人	おふくろの宿体育館	いわき市田人町旅人字江尻71	192	○	○	約50台	0台
186	田人	貝泊集会施設	いわき市田人町貝泊字久子ノ内7	45		○	約10台	0台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
187	田人	南大平集会所	いわき市田人町南大平字坪内134-1	27		○	約5台	0台
188	田人	下黒田公民館	いわき市田人町黒田字赤仁田乙164	24		○	約7台	0台
189	田人	井出集会所	いわき市田人町貝泊字井出41-4	23		○	約50台	0台
190	田人	綱木集会所	いわき市田人町石住字綱木67	16		○	約5台	0台
191	田人	石住多目的集会所	いわき市田人町石住字貝屋35	38		○	約10台	0台
192	田人	荷路夫多目的集会施設	いわき市田人町荷路夫字榎町81-2	60		○	約30台	0台
193	田人	間明沢集会所	いわき市田人町荷路夫字間明沢59	18		○	約10台	0台
194	川前	桶売小・中学校	いわき市川前町下桶売字久保田96-2	330	○	○	40台	200台
195	川前	川前公民館	いわき市川前町川前字櫛立79	242	○	○	40台	50台
196	川前	いわきの里鬼ヶ城	いわき市川前町上桶売字小久田73-3	522		○	150台	0台
197	川前	川前活性化センター	いわき市川前町下桶売字久保田122-3	318		○	10台	50台
198	川前	高部多目的集会所	いわき市川前町下桶売字高部26-1	34		○	5台	10台
199	川前	志田名集会所	いわき市川前町下桶売字荻77-4	45		○	10台	20台
200	川前	山下谷集会所	いわき市川前町川前字山下谷1-5	24		○	5台	10台
201	川前	小白井集会所	いわき市川前町小白井字大小屋36-1	43		○	6台	50台
202	久之浜・大久	久之浜第一小学校	いわき市久之浜町久之浜字糠塚15	267	○	○	60台	250台
203	久之浜・大久	久之浜第二小学校	いわき市大久町大久字矢ノ目沢12	224	○	○	4台	35台
204	久之浜・大久	久之浜中学校	いわき市久之浜町久之浜字大場69	290	○	○	50台	100台
205	久之浜・大久	大久公民館	いわき市大久町大久字日渡77-1	148	○		18台	中庭 20台
206	久之浜・大久	福島県いわき海浜自然の家体育館	いわき市久之浜町田之網字向山53	295		○	約110台	敷地内道路、多目的広場等 約200台
207	久之浜・大久	末続集会所	いわき市久之浜町末続字鍋田49	38		○	約50台	0台

指定避難所における設備状況等の調査票	地区	避難所名	住所	収容人数	備蓄倉庫設置箇所	洪水時の使用	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 一般駐車場（アスファルト、砂利）	避難者が利用できる駐車場の台数 ※ 校庭等
<b>集 計</b>				<b>60,460人</b>	<b>80箇所</b>	<b>167箇所</b>	<b>7,590台</b>	<b>15,691台</b>

0～100人：61箇所  
 101～200人：18箇所  
 201～300人：42箇所  
 301～400人：45箇所  
 401～500人：20箇所  
 501人以上：21箇所

0～25台：113箇所  
 26～50台：65箇所  
 51～75台：8箇所  
 76～100台：11箇所  
 101台以上：10箇所

0～50台：119箇所  
 51～100台：31箇所  
 101～150台：18箇所  
 151～200台：24箇所  
 201台以上：15箇所



## 資料4

## 台風19号による避難所開設状況

		避難所開設数	避難世帯数	避難者数
10月12日（土）	10:00時点	36	32	49
	11:00時点	↓	114	201
	12:00時点	37	177	313
	13:00時点	↓	244	438
	14:00時点	↓	312	563
	15:00時点	41	418	744
	16:00時点	50	606	1,187
	17:00時点	53	1,092	2,175
	18:00時点	↓	1,391	2,846
	19:00時点	↓	1,566	3,247
	20:00時点	54	1,769	3,752
	21:00時点	55	2,208	4,890
	22:00時点	↓	2,605	5,878
	23:00時点	56	2,824	6,533
10月13日（日）	0:00時点	57	2,972	6,903
	1:00時点	↓	3,018	6,968
	2:00時点	↓	2,919	6,633
	3:00時点	↓	2,557	5,826
	6:00時点	↓	877	2,041
	7:00時点	↓	229	530
	8:00時点	↓	187	428
	9:00時点	38	177	385
	12:00時点	35	157	353
	15:00時点	35	147	334
	18:00時点	9	124	296
	21:00時点	↓	159	352
10月14日（月）	6:00時点	↓	158	347
	9:00時点	↓	137	312
	12:00時点	8	140	313
	15:00時点	↓	141	309
	18:00時点	↓	141	306
	21:00時点	↓	149	330
10月15日（火）	6:00時点	↓	153	343
	9:00時点	↓	158	362
	18:00時点	↓	164	363
10月16日（水）	6:00時点	↓	170	378

※開設された避難所の総数：延べ60箇所

**市水防計画書、市地域防災計画上の避難所設置等に関する位置づけ（抜粋）****市水防計画書****第12章 避難****第1節 避難所の設置及び避難勧告等**

水防本部長は、法第29条に規定する洪水、雨水出水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要区域の居住者等に対し、別表第11（P95～P103）に定める避難所へ避難するよう勧告又は指示（緊急）するものとする。

地区水防部において、避難勧告等の発令が必要と判断される場合には、各地区水防部マニュアルの地区水防部行動フロー（河川編）に基づき、水防本部長の判断を仰ぐものとする。

ただし、被害の危険が目前に迫り、緊急に避難の必要があり、水防本部長の判断を仰ぐいとまがないときは、地方自治法第153条第1項第1号の規定に基づき、各部隊長（消防部隊にあっては部隊長又は副部隊長、地区水防部にあっては部長又は副部長）の判断で勧告又は指示（緊急）を行い、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、地すべり等の土砂災害により避難の勧告又は指示（緊急）を行う場合は、災害対策基本法第60条の規定に基づき、市長が行うものとする。

**第2節 ハザードマップの活用**

## 1 河川洪水ハザードマップ

市は、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、二級河川の浸水想定区域を記載した河川洪水ハザードマップを作成し、市民に公表・配布するものとする。また、河川の水位上昇等に伴う避難勧告等の発令に際しては、河川洪水ハザードマップに記載されている浸水想定区域、避難所等を確認し、避難対象世帯の把握や水防団の迅速な広報活動等に活用するものとする。

## 2 浸水（内水）ハザードマップ

市は、既往最大降雨による浸水想定区域を記載した浸水（内水）ハザードマップの作成をし、浸水被害については、短時間の局所的な大雨で発生する 경우가多く、突発的で適時的確な避難勧告等の発令が困難である場合は、市民自らが早めの避難や2階以上に移動するなど、自助・共助による自発的な避難行動が図れるよう、ハザードマップの配布などの広報活動により市民に周知するものとする。

**第3節 避難勧告等の発令基準**

## 1 河川洪水

避難勧告等の判断基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部の降雨量、水位状況、暴風域等の状況及び近隣での災害発生状況等広域的な状況把握に努めること。
- (2) 雨量や水位等のほか、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

○河川はん濫における避難勧告等発令基準

区 分	発 令 基 準	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
避 難 勧 告	避難判断水位に到達した場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
	堤防の決壊及び決壊につながるような漏水の発見、又は通報があった場合	水防本部は、近隣の水防活動中の水防団に現状を確認させ、河川管理者と状況確認を行い、その情報を基に、水防本部と地区水防部と連携し、総合的に判断する。
避 難 指 示 ( 緊 急 )	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

**市地域防災計画(風水害対策編)(抜粋)**

**第2章 災害予防**

**第7節 住民等の事前避難準備**

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民等に求められる役割

① 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平時から備えるよう努める。

ア 地域の避難場所や避難所及び安全な避難経路を確認すること。

イ 災害時における家族・社員等の連絡方法を決めておくこと。

ウ 携帯用ラジオ等、緊急時の情報入手手段を用意すること。

エ 避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）・勧告）の意味を正しく理解しておくこと。

オ 非常用持出品をまとめておくこと。

カ ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などにより、家族の7日分の食料及び3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）を備蓄しておくこと。

キ 企業等においても、従業員が帰宅できない状況等を想定し、1日分（3食分）以上の食料及び飲料水を備蓄すること。

ク 平時から隣近所の住民とコミュニケーションを図り、災害時の協力体制を構築しておくこと。

ケ 住宅内外の危険箇所を把握すること。

コ ペットとの同行避難を行うため、平時からペット用の避難用品（えさ、飲み水、トイレなど）を準備するとともに、避難所等における他の避難者への迷惑防止及びペットのストレス防止のため、必要なしつけを行う。

サ 災害時に自力で避難行動をとることが困難な場合は、避難行動要支援者への登録を行う。

## (2) 地域の役割

### ① 地域住民

隣近所で協力して安全に避難できるよう、以下の事項について平時から備えるよう努める。

ア 地域の危険箇所、避難場所、避難所及び安全な避難経路を事前に確認すること。

イ 地域に居住する要配慮者を把握するとともに、平時からコミュニケーションを深め、災害時に協力して避難・誘導できる関係を築くこと。

ウ 地元行政区または自主防災組織の活動に積極的に参加し、災害時に協力して避難所を運営できるよう、訓練を行うこと。

## (3) 要配慮者への対策

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市及び関係機関並びに民生委員や消防団、自主防災組織等の地域の団体は、特に次の事項に配慮する。

ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

ウ 防災・福祉関係者、企業及び地域住民による避難支援体制の整備

エ 避難先での生活面の支援

オ 避難行動要支援者登録制度の周知

## 第8節 避難所事前対策

### 2 各主体の責務

#### (2) 市の役割

安全な避難場所及び避難所の指定と防災マップ等の配布による市民への周知を行う。

その上で、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、気象や河川水位等の情報の周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制のマニュアル化、要配慮者の避難支援計画の策定等を行う。

避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必要な資機材等を備蓄するとともに、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のもと開設・運営体制の確立に努める。また、市民や観光客等に避難所等の場所を周知するため、避難所案内板等の整備を行う。

さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難所を指定する。

### 3 業務の内容

#### (1) 避難所等の指定・整備

##### ① 避難所等の種類

市は、学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、以下の避難所等を指定する。

避難場所 : 洪水や土砂災害等が発生または発生するおそれがある場合に生命を守るために一時的に避難する場所

広域避難場所 : 大規模火災が発生した場合に避難者の生命を保護するための場所

避難所 : 災害発生後、一定期間滞在することを前提とした場所

福祉避難所 : 障がい者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる避難所

なお、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、洪水、土砂崩れ、高潮などの自然災害によるリスクのない施設を指定するほか、次の事項に留意する。

##### ④ 避難所

ア 新耐震設計基準に基づく耐震性を確保し、洪水や高潮等による浸水、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。

イ 小、中学校や公民館、体育施設など、できる限り公共施設を指定すること。

ウ できる限り歩いて避難できるよう、市内全域に確保すること。

エ 相当の広さを有し、初動期において少なくともおおむね 2 m<sup>2</sup>あたり 1 名を収容人数の目安とすること。

オ 停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備すること。

カ 被災者が一定期間宿泊滞在することを踏まえ、次の設備等の整備に努める。

- ・通信機器（防災行政無線の戸別受信機、災害時に優先通話が可能となる特設公衆電話、FAX、公衆無線LAN）
- ・通信設備（テレビ、FMラジオ）

- ・更衣室や授乳スペースなど女性に配慮した設備等
- ・防災備蓄倉庫の設置及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、投光機、給水用機材、暖房器具、毛布、非常用食糧等避難生活に必要な物資の備蓄

キ 要配慮者等が避難することにも配慮し、スロープや洋式トイレの設置など施設のバリアフリー化を進めること。

## (2) 避難路の安全確保

市は、避難所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 避難所等へ至る主な経路となる道路については、おおむね8 m以上の幅員を確保し、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等による危険が及ばないようにする。

イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

## (4) 避難所運営体制の整備

### ① 開設体制

ア 市は、避難所運営に当たる職員を可能な限り施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

イ 市は、避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておく。

ウ 市は、避難施設に非常用食糧や飲料水、災害用トイレ、発動発電機や投光機などの資機材をあらかじめ備蓄しておく。

エ 市は、避難所の開設・運営について、自主防災組織、施設管理者等、地域の住民組織や施設管理者と事前に協議しておく。

オ 避難所及び防災備蓄倉庫の鍵の管理については、施設管理者、地域の代表、支所または地区保健福祉センター（災害対策地区本部福祉班）が所有し、地域の特性に合わせて避難所の開設が迅速に行うための体制を整備する。

### ② 運営体制

ア 「避難所運営マニュアル」の整備

大規模災害時には、市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがあることから、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、平時から避難所ごとに開設、備蓄品の管理、避難所の空間配置の検討などを行い、市職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担を明確にした、市の標準となる運営マニュアルを作成する。

イ 避難所運営体制の整備

運営マニュアルに基づき、避難所の運営を想定した防災訓練等を実施し、施設管理者や自主防災組織等の相互の意識の向上と連携体制の整備を図る。

ウ 要配慮者への対策

- a 避難所内に要配慮者に対して必要なスペースの確保、車いす用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。
- b 情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字または音声により、聴覚障がい者に対しては文字または手話等による情報提供が行われるよう体制の整備を図る。
- c 避難所においては、間仕切り（パーティション）やアルファ化米などの非常用食糧、飲料水、衛生用品などを備蓄するほか、市内の流通事業者等の協力を得ながら、食物アレルギーの原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努める。
- d 重度または軽度の介護が必要であり、避難所での集団生活が困難な要配慮者の避難所として、市内の社会福祉施設等との協定に基づき福祉避難所を整備する。

#### エ 女性や子育て家庭への配慮

災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮するとともに、発達障がい児など集団での避難生活を送ることが困難な子どもを持つ世帯にも配慮した避難所運営を行う必要がある。避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性が参加することが望ましい。

市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努める。

## 第9節 要配慮者の安全確保

### 2 各主体の責務

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 要配慮者及び家族の役割

ア 自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。

また、要配慮者の災害時の安全確保のため、平時から隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努める。

イ 食料や飲料水、常備薬、必要に応じておむつなどの介助用品の備蓄に努める。

ウ 防災マップ等を活用し、避難所等の確認を行う。

##### ② 地域の役割

市民は、災害時に隣近所での声掛けなど、要配慮者を支援できるように平時からコミュニティ内の関係づくりを進める。また、地元行政区や自主防災組織、民生委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、要配慮者の支援体制を確立する。

## (2) 市の役割

ア 避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に更新を行うなど適正な管理に努める。

イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に個別計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。

なお、同名簿の提供にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。

ウ 要配慮者の避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等から提出された避難確保計画の作成や、避難訓練の実施についての把握及び支援などを行う。

エ 平時から、防災を意識した都市づくり、避難誘導や情報伝達などの体制づくりの中で、要配慮者の安全確保に十分に配慮した対策を講じる。

オ 公的施設を含む社会福祉施設等が、入所者等の安全確保のみならず、要配慮者の避難受け入れなど、安全安心の拠点として機能できるよう、体制や施設機能の整備を行うとともに、在宅の要配慮者についても的確な避難等に対する支援ができるよう、対策を講じる。

## 4 業務の内容

### (1) 市の対策

#### ① コミュニティの形成

総合政策部及び各支所は、地元行政区や自主防災組織、民生委員、消防団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、平時の取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。

#### ② 避難行動要支援者名簿の作成

ア 保健福祉部は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約する。

イ 保健福祉部は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災対法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事及びその他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

#### ③ 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、要支援者本人親権者や法定代理人等を含む）から同意を得たうえで、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

#### ④ 適正な情報管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。

ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。

エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 名簿情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。

キ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

#### ⑤ 名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも半年に1度情報の確認を行うとともに、平時から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。

また、名簿を更新したときは、避難支援等関係者にも周知を行う。

##### ア 自宅等の訪問

避難支援等関係者の協力のもと、定期的に要支援者を訪問して安否確認を行うとともに、近隣住民とのコミュニケーションが図られるよう努める。

##### イ 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が転入してきた場合、関係部局はその情報を名簿の作成・管理を行う保健福祉部保健福祉課に連絡する。

##### ウ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が要介護認定等の変更により、新たに要件に該当するようになった場合、また要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

##### エ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

##### オ 長期入院等

避難行動要支援者が入院した場合や社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を保健福祉部保健福祉課に連絡する。

#### ⑥ 情報伝達体制の整備

気象特別警報の発表や避難指示・勧告の発令などの緊急情報を避難行動要支援者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話のエリアメールや防災メール、FAX、市ホームページ、SNSなど多様な情報伝達体制の整備を図る。

⑦ 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行うことができるよう体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は、災害時に避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑧ 訓練の実施

避難行動要支援者の個別計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて避難計画の修正等を行う。

(3) 在宅の要配慮者への支援

① 防災の指導・啓発

市及び介護事業者等は、要配慮者の自宅を訪問する際、防火指導や災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努める。

② 緊急通報システムの整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者のいる世帯等を対象として、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、近隣の協力者や民間の警備業者等が状況確認や救援活動を行う「緊急通報システム」の整備及び普及に努める。

③ 避難誘導體制の整備

市は、地元行政区、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに、避難行動要支援者名簿に基づき安否確認を行い、避難誘導する体制を整備する。

④ 住宅の安全性向上

市は、住宅の耐震診断や耐震住宅改修に係る低利融資や補助等を行い、要配慮者の住宅の安全性向上を図る。

#### (4) 避難所の設置・運営に関する体制の整備

##### ① 避難所における要配慮者への支援

市は、民生委員や介護事業者、地域包括支援センター、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者への支援体制を整備する。

ア 避難所の管理責任者（地区災害対策本部福祉班長）は、避難者名簿の作成にあたり、要配慮者の状況把握、安否確認の照会に対応できる体制整備を図る。

イ 避難所においては、要配慮者に対して必要なスペースの確保、車いす用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 避難所においては、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字または音声により、聴覚障がい者に対しては文字または手話等による情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 小・中学校など主要な避難所においては、間仕切り（パーテーション）やアルファ化米などの非常用食糧、飲料水、衛生用品などを備蓄するほか、市内の流通事業者等の協力を得ながら、食物アレルギーの原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備に努める。

なお、発災直後は、こうした対応が困難な場合も予想されることから、要配慮者または家族は、7日分以上の食料や常備薬などを平時から備蓄するよう努める。

##### ② 福祉避難所への避難

福祉避難所への避難にあたっては、保健師等が各避難所において要配慮者の状況を勘案してトリアージを行い、市が社会福祉施設等との協定に基づき指定する福祉避難所、または、公共施設等を活用した福祉避難所へ避難させる。

##### ③ 他施設との連携

市は、福祉避難所だけでは要配慮者の受け入れが困難な場合を想定し、社会福祉施設等、旅館やホテルへの収容、市外の医療機関や社会福祉施設への移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

#### (5) 外国人への対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語での情報提供を行い、必要な情報をきちんと伝達しておく。

##### ① ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状を的確に把握するとともに、防災マップ等、避難場所、避難標識等の多言語化に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用して、外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

## ② 防災体制の整備

市が行う防災訓練に外国人の参加を呼びかけるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。

また、平時から県、市国際交流協会及びボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口の開設など外国人支援の体制づくりを行う。

## 第3章 災害応急対策

### 第10節 避難対策

#### 3 各主体の責務

##### (1) 市民・企業等の役割

災害時においては、その人的被害を最小限に抑えるために早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始等に的確に対応する。

また、孤立した場合でも救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行う。

##### (2) 市の役割

ア 市長は、避難情報の発令基準を明確化し、河川水位、降雨量等が予め設定した基準に達したとき、または危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備、勧告、指示）を発令する。

イ 情報伝達機能を喪失しないよう、停電時における非常用電源の配備などを行う。

ウ 避難情報等については、防災行政無線、携帯メール（防災メール、緊急速報メール）、ホームページ、テレビ、ラジオ（FMいわきへの緊急割込み放送を含む。）、広報車など多様な手段を併用して一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）・勧告を発令した場合は、ただちに避難所を開設する。

オ 避難勧告等が発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、ただちに県に報告する。

## 11 避難所の開設

### (1) 開設の担当者

ア 地区本部福祉班は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示が発令された場合は、各避難所を巡回し、施設の安全確認を行うとともに、避難者、自主防災組織、各施設管理者等の協力のもと避難所を開設する。

イ 各避難所の開設担当者は、地区本部福祉班において、あらかじめ定めておく。

## (2) 開設の手順

避難所開設は、別に定める「避難所運営マニュアル」によるが、その手順は、おおむね以下のとおりとする。

ア 電話、防災行政無線（移動系）等により、避難所開設の旨を地区本部総務班に報告する。

イ 施設の門を開ける。

ウ 施設の入口扉を開ける。

エ 避難所の施設の安全を確認する。（すでに避難者がある時は、安全なスペースに誘導する）。

オ 避難所内事務所を開設する。

カ 避難者の受入（収容）スペースを指定する。

キ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

ク 防災備蓄倉庫等から資機材や毛布、非常用食糧等を避難所に搬入する。

ケ 公衆無線LAN網への接続及び特設公衆電話用電話機を設置する。

コ 避難者名簿を作成する。

## (3) 開設時の留意事項

### ① 開設

ア 地区本部福祉班は、巡回の際にすでに避難者がいるなど被害の状況等から必要があると判断したときは、地区本部長に報告するとともに、避難所開設の準備を行う。

イ 地区本部福祉班は、すでに避難住民が集まっている時は、すみやかに施設の安全を確認のうえ避難所を開設し、避難者の不安の緩和を図るとともに、混乱の防止に努める。

ウ 地区本部福祉班は、避難所点検の結果、危険と判断した場合や水道やトイレが使用できない場合は、すみやかに避難者を近隣の避難所に誘導する。

### ② 学校を避難所として使用する場合

学校が避難所となった場合でも、教育活動をできるだけ早く再開する必要があることから、地区本部福祉班は、あらかじめ避難所として使用できる施設・スペースについて、学校側と協議を行っておく。

避難所として使用するスペースについては、基本的に以下のとおりとする。

機能	割り当てる部屋
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室
地域住民の避難所	体育館必要に応じて余裕教室、特別教室
児童・生徒の学習室	普通教室
福祉スペース	保健室、和室等

※ 理科室、図工室、美術室、金工・木工室等は安全性の観点から、避難所としての使用は極力さける。

※ 避難所の火災等二次災害の防止や、電気容量の関係で暖房器具の持ち込みを原則禁止する。

③ 受入スペースの指定

ア 避難した市民の受入スペースの指定にあたっては、地元行政区や自主防災組織等が中心となり、地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な運営ができるように取り計らう。なお、女性の着替えや授乳場所の確保にも配慮する。

イ スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める。

④ 仮設トイレ等の設置

ア 各避難所のトイレの状況を確認し、使用できない場合には、あらかじめ備蓄した災害用トイレを既存のトイレに設置するほか、トイレが使用可能な近隣避難所への移動についても検討を行う。

イ 車イス用のトイレを設置する場合は、段差の少ない場所、出入りのしやすい場所等を選ぶなどの配慮を行う。

ウ 女性用のトイレは、安全面やプライバシーの確保を可能な場所に設置する。

⑤ 報告

ア 地区本部福祉班は、避難住民の収容を終えた後、すみやかに地区本部総務班に対して電話またはFAX等により開設状況などを報告する。ただし、避難所開設前は、施設所管課が各施設と連絡をとる。

イ 地区本部総務班は、管内の避難所の開設状況等を取りまとめ、災対保健福祉部福祉総務班に報告する。

ウ 災対統括部は、災対保健福祉部から報告を受けたときは、いわき地方振興局を経由し、県（危機管理部）へ避難所の開設の状況等（箇所数及び収容人数、開設期間の見込みなど）を報告する。

⑥ 避難所運営本部の開設

上記の措置をとった後、地区本部福祉班は、避難所内に避難所運営本部をすみやかに開設し、「避難所運営本部」と表示する。また、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

避難所開設以後は、避難所運営本部に市職員を常時配置しておく。また避難所運営本部には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備しておく。

⑦ 避難所における職員の勤務体制

地区本部福祉班は、避難所ごとに交代で勤務にあたる体制を確立するものとし、不足が生じる場合は、地区本部総務班を経由して災対総務部職員班に対し、職員の応援を要請する。

(4) 福祉避難所の開設

災対保健福祉部福祉総務班は、各避難所における要配慮者の状況や、あらかじめ福祉避難所として定めた公共施設及び社会福祉施設等の被災状況を把握し、開設する福祉避難所を決定する。

① 小・中学校における福祉スペースの開設

福祉避難所が開設されるまでの間、要配慮者を一時的に受け入れるため、学校等の保健室、和室等を福祉スペースとして確保する。また、確保が困難な場合は、体育館の一部に簡易間仕切りや畳を設置し、福祉スペースとして使用する。

② 公共施設における福祉避難所の開設

ア 地区本部福祉班は、要配慮者の状況について本人または家族等から聞き取りを行い、福祉避難所への避難の必要性について判断（トリアージ）を行い、その結果を災対保健福祉部福祉総務班に報告する。

イ 災対保健福祉部福祉総務班は、福祉避難所の開設状況及び空き状況を確認し、要配慮者の状態に応じて福祉避難所（社会福祉施設または公共施設）を決定し、地区本部福祉班へ連絡する。その際、要配慮者に個別支援調査表を携行するよう、併せて伝達する。

ウ 地区本部福祉班は、要配慮者、家族または支援者に対し、受入先となる福祉避難所へ移動するよう伝達する。移動手段は、原則として要配慮者等が自ら確保するものとするが、自力での移動が困難な場合は、社会福祉施設等の協力によるものとする。

エ 要配慮者を受け入れた福祉避難所の職員は、その旨を当該地区本部福祉班を通じて災対保健福祉部福祉総務班に報告する。

## 12 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会の設置

ア 地区本部福祉班、施設管理者、行政区や自主防災組織等が主体となり避難所運営委員会を結成し、避難所内での活動場所の指定等の調整業務などを担当する。

イ 男女双方の要望や意見を反映させるため、避難所運営委員会に女性を含めるよう配慮する。

(2) 運営の協力

避難者は、避難所運営委員会の活動に協力するなど、自立した避難所運営に努める。

(3) 運営の手順

避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。

ア 避難者カード・個別支援調査表の配布

イ 避難者名簿の作成、地区本部への報告

ウ 要配慮者の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合）

エ 居住区域の割り振り

オ 非常用食糧や毛布、日用品の請求、受取、配給

カ 在宅の要配慮者の状況把握

キ 避難所の運営状況の報告（毎日定時。その他適宜）

## ク 避難所運営記録の作成

### (4) 運営上の留意事項

#### ① 避難者の把握

ア 避難所を開設し、避難した市民等の受入を行った際には、避難した市民等に避難者カードを配布し、世帯ごとに記入するよう依頼する。また、要配慮者のうち避難行動要支援者については、避難者カードのほか個別支援調査表を配布する。

イ 福祉班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、地区本部へ報告する。

また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を地区本部に併せて報告する。

#### ② 避難所居住区域の割振り

ア 居住区域の割り振りは、可能な限り、隣組ごとにまとまりをもてるよう配慮する。

イ 各居住区域は、適当な人員（20人程度を目処とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

ウ 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。

エ 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。

#### 居住区の代表者(班長)の役割

1. 市（災対本部）からの指示、伝達事項の周知
2. 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握及び地区本部福祉班への報告
3. 物資の配布活動等の補助
4. 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
5. 地区本部衛生班が行う防疫活動等への協力
6. 施設の保全、衛生管理

#### ③ 女性への配慮

居住区域の割振りにあたっては、女性のニーズに配慮した男女別更衣室・トイレや洗濯物の干場、授乳場所の確保を行うほか、女性専用の物資については女性が配付するなどの配慮を行う。

#### ④ 要配慮者等への対応

避難生活を送る上で配慮を必要とする方に対しては、避難所内の福祉スペース※や福祉避難所への移送を検討する。

※避難所内の福祉スペース

福祉避難所が開設されるまでの間、または福祉避難所への避難までは必要としない要配慮者のためのスペースとして、学校の保健室や和室などを確保す

るものである。

⑤ 食料品、日用品の請求、受取り、配給

ア 避難所運営委員会は、食料品、日用品、その他物資の必要数について地区本部へ報告する。

イ 到着した食料品や物資を受け取った時は、その都度物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

⑥ 避難所の運営状況及び運営記録の作成

ア 避難所運営委員会は、避難所の運営状況について1日に1回、定められた時刻までに地区本部へ報告するほか、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

イ 避難所運営委員会は、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

⑦ 被災者の移送・受入

ア 被災者の他市等への移送

本部長は、被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して他市町村等での収容について要請する。

イ 他市町村からの被災者の受入の協力

本部長は、県知事から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所開設の要請を受けた場合は、可能な限り協力する。

⑧ 地域の自警

避難所運営委員会は、避難者の安全を確保するため、また、避難所及び住家等の周辺環境の警備のため、警察、消防団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難所周辺の巡回等を行い、治安維持に努める。

⑨ 地域等との連携

地区本部福祉班の職員は、避難所運営に関わる問題を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関することなどについて、避難所運営委員会をはじめ、地元行政区や自主防災組織等と協力してスムーズな運営が行われるよう努める。

⑩ 在宅被災者に対する支援

避難所運営委員会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被災者に対しても、消防団や民生委員、自主防災組織等の協力のもと避難所への避難者と同様、支援物資や食料品の配付等を行う。

⑪ ペット対策

市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項目	概要
避難所での飼育の原則	ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1. 飼育者の氏名と住所

	2. ペットの種類と数 3. ペットの特徴（性別・体格・毛色等）
飼育場所の指定	避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。
物資等の提供	市は、必要に応じ、次の支援等を行う。 1. 民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布（えさ、日用品） 2. ペットの負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会へ支援要請 3. ペットに関する相談（一時預かり、飼育相談等）
保護施設等への受入調整	市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受入等の調整を行う。

#### 14 避難所の集約・統合・閉鎖

ア 地区本部福祉班は、ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始されるなど避難者が減少してきたときは、地区本部長と協議し、避難所の撤収や集約・統合を進める。

イ 地区本部福祉班は、避難所運営委員会を中心とし、避難者や地域住民、ボランティアの協力のもと、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。

ウ 特に自立が困難な避難者に対しては、社会福祉協議会やボランティアセンターと連携して生活相談等を行うなど、自立に向けた支援を行う。

エ 避難所の統合・撤収に向けた避難者の合意形成、避難所の後片付けは、以下の手順で行う。

a 地区本部長は、管内の避難者数の推移をみながら、効率的な避難所運営を行うため、福祉班に対し避難所の統合または廃止について検討するよう指示する。

b 福祉班は、避難所運営委員会との間でライフラインの復旧状況などから避難所撤収の時期について協議する。

c 避難所が私立学校など民間の施設の場合には、避難者の減少に伴い早期に公的な施設の避難所に統合する。避難所の統合は、概ね私立学校などの民間施設、県立高校、市立中学校、市立小学校、市立施設（公民館など）の順に集約することを基本とする。ただし、福祉避難所として開設した施設は、この順によらず、要配慮者の避難を優先する。

d 避難所運営委員会は、避難所閉鎖に向けたタイムスケジュールを作成する。

e 避難所運営委員会は、避難所の閉鎖時期や閉鎖準備などについて避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。

f 避難所の閉鎖や統合に伴う避難者の移動にあたっては、民生委員や行政区などと協議し、できるだけ血縁や地縁のつながりを保てるよう配慮して行う。

g 地区本部福祉班は、避難所の閉鎖にあたって、使用した設備や物資の返却、

回収、処分などについて地区本部衛生班と協議して実施する。

h 避難者は、地域住民やボランティアの協力も受けて、避難所施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。

i 避難所運営委員会は、避難所運営に用いた各種の記録、資料を地区本部福祉班に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

## 15 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応

ア 地区本部福祉班は、指定避難所以外の施設等（以下「指定外避難所」という。）に避難者がいる場合は、その状況について地区本部総務班に報告し、総務班は災対保健福祉部福祉総務班に報告する。

イ 地区本部福祉班及び衛生班は、指定外避難所への避難者に対し、次の支援を行う。

- ・新たな避難先の提供（避難所等、一時提供住宅等）
- ・食料や物資の供給
- ・避難者の健康管理、健康指導
- ・FMラジオ等を利用した情報の提供

ウ 地区本部福祉班は、災対産業振興部等と連携し、指定避難所以外に避難している避難者に対し、支援物資の配付や生活情報の提供等を行うよう努める。

## 第11節 避難対策

### 2 各主体の責務

#### (1) 市民の役割

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、隣近所と助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

#### (2) 市の役割

風水害発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫活動のほか、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の保健衛生対策を的確に実施する。

### 3 業務の内容

#### (1) 保健衛生対策

災対保健福祉部保健所班及び地区本部（総務班、医療班、避難所班）は、避難所運営委員会と協力して避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、健康障害を予防するなど被災者が健康な生活を送ることができるよう支援に努める。

##### ① 巡回健康相談・保健指導

災対保健福祉部保健所班は、保健師等が避難所、被災地区を巡回し、健康相談を行う。

巡回健康相談にあたっては、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者

の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

ア 要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 精神障がい者等への保健指導

ウ インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症予防の保健指導

エ 傷病者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 熱中症予防の保健指導

ク 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

## ② 避難所等の生活環境の整備

災対保健福祉部保健所班は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

ア 食生活の状況、食中毒の予防

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、トイレ等の清潔の保持

キ プライバシーの保護

## (2) 防疫対策

### ① 防疫活動実施体制

災対保健福祉部保健所班は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう職員の配置など体制を整備し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県に支援を要請する。

### ② 感染症発生予防対策

災対保健福祉部保健所班は、避難所、浸水地区など衛生状況の悪い地区を中心に感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

イ トイレ、台所等の家の周りの消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。

ウ 必要に応じて、次の消毒活動等を実施する。

a 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示（感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（以下「法」という。）第27条）

b ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示（法第28条）

c 物件に係る措置の命令、指示、実施（法第29条）

d 遺体の移動制限等（法第30条）

e 生活の用に供される水の使用制限等（法第31条）

f 建物に係る措置（法第32条）

g 交通の制限または遮断の措置（法第33条）

h その他の手続き（法第34、35、36、50、51、52条）

I 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種の命令、実施

③ 検病調査等

災対保健福祉部保健所班は、感染症の早期発見やまん延防止のため検病調査を実施し、感染症の発生状況、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて検便等の健康診断を行う。

④ 生活水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、すみやかに生活水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に容器の衛生管理に留意する。

ウ 生活水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

⑤ 感染症発生時の対策

ア 被災地において一類または二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時は、すみやかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断等により指定医療機関に収容することが困難な場合は、県知事が適当と認める病院または診療所に入院の措置をとる。

イ 市は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

ウ 市は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を実施する。

(3) 食品衛生監視

災対保健福祉部保健所班は、いわき食品衛生協会と連携し、必要に応じて次の活動を行う。

- ① 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- ② 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- ③ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- ④ 食品関連被災施設に対する監視指導

(4) 栄養指導対策

市は、県及び防災関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

① 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行う。

② 特定給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導するとともに、給食材料の在庫に余裕がある場合は、不足施設へ融通するなど施設間の調整を行う。

③ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導をする。

(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用資機材の整備・充実を図るとともに、資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るほか、必要に応じて県に対し確保を依頼する。

(6) 要配慮者への対応

災対保健福祉部保健所班は、保健指導に際し、寝たきりの者、障がい者（人工透析患者等を含む）、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者について特に意を用いて実施する。